

第6次

福祉の輪づくり運動 推進県域活動計画

(令和2年度～令和5年度)

概要版

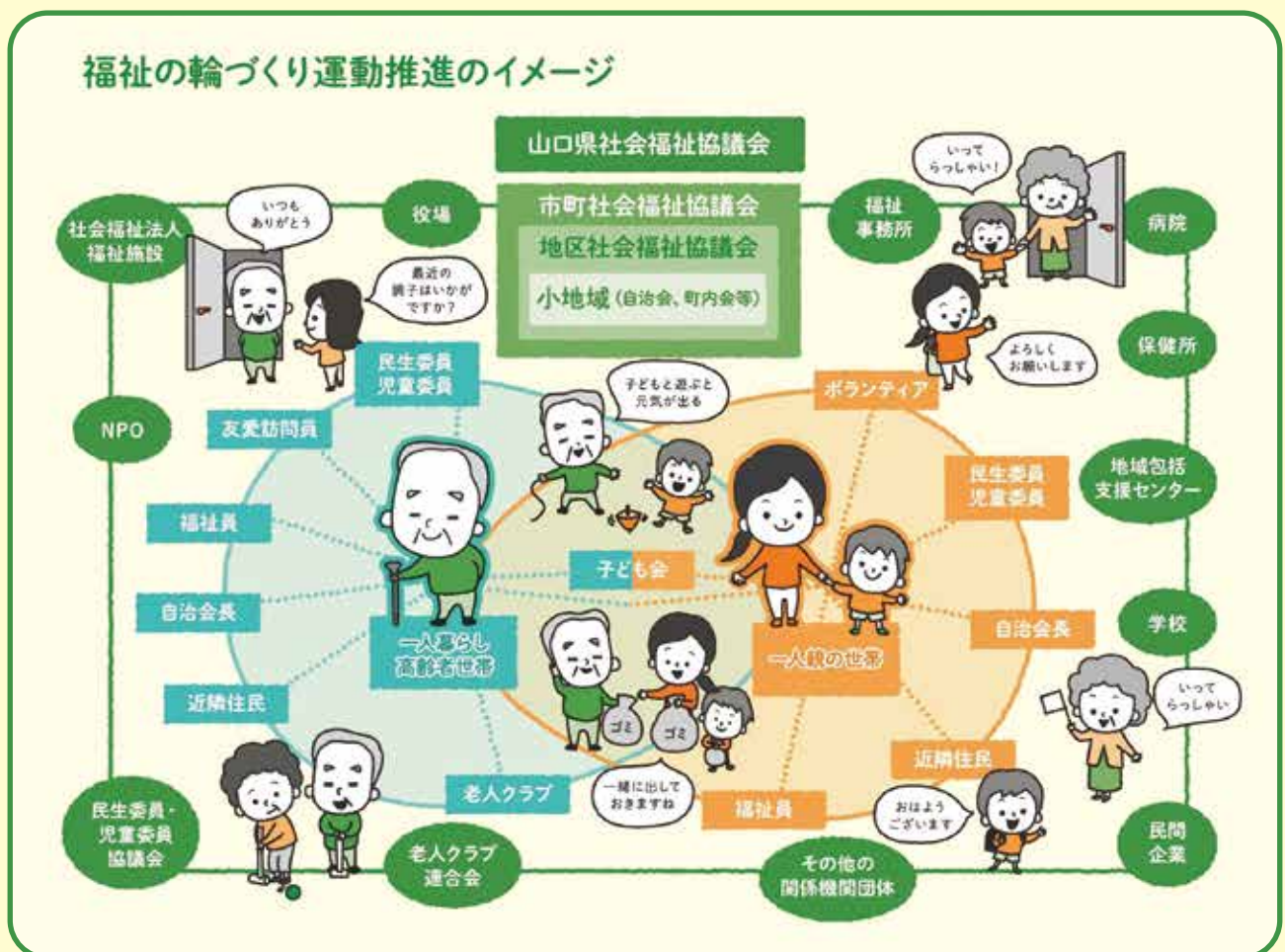
山口県で30年以上続く 『福祉の輪づくり運動』

山口県では、1986（昭和61）年から県・市町村社会福祉協議会を中心として、「福祉の輪づくり運動」を展開しています。

この「福祉の輪づくり運動」は、「困ったときにお互いが助け合える組織をつくろう」というスローガンのもと、見守り対象者の状況等を情報交換し、活動を協議する需給調整会議の開催や見守り活動、住民参加型在宅福祉サービス事業の実施、活動を担うボランティアや福祉員の養成等、様々な取組が展開されてきました。

また、地域福祉活動を継続的に実施していくための地区社会福祉協議会や自治会福祉部等といった住民組織の組織化も図られてきました。

そして「福祉の輪づくり運動」は、各市町社会福祉協議会で策定される「在宅福祉サービス推進計画書」（現在の「地域福祉活動計画」）を通じた県民運動として、また社会福祉施設の持つ専門的な知識や経験、機能を地域に開放する取組（「地域サービス運動」）などとして推進され、今年で35年目を迎えます。

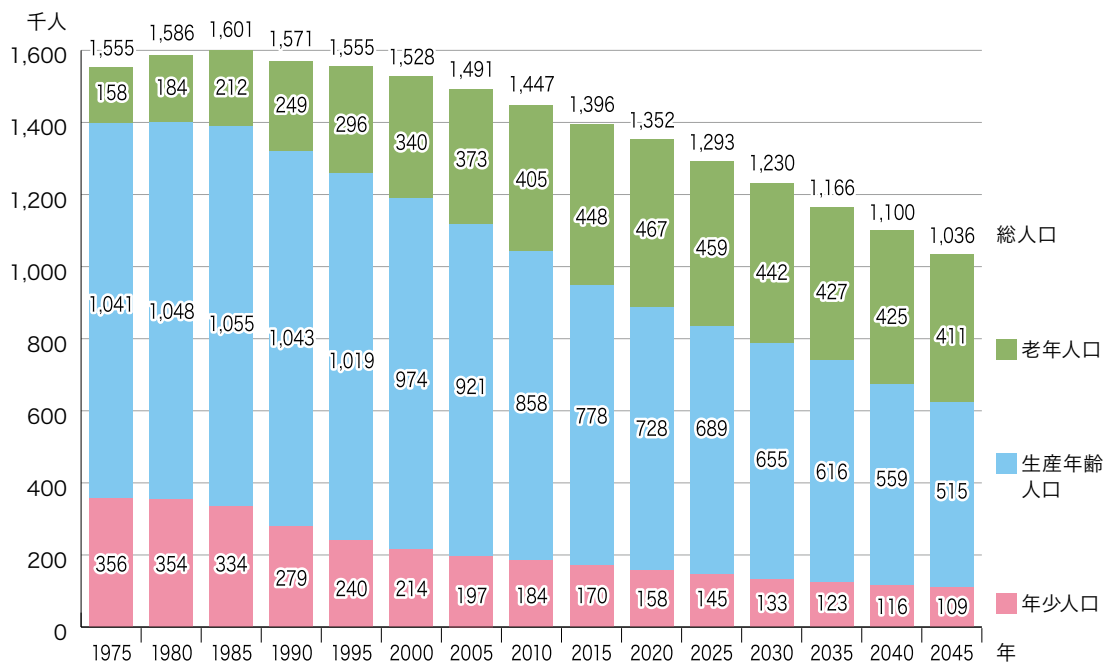


山口県の地域社会をみると・・・

人口減少や少子高齢化がますます進んでいます。

中山間地域が県土の多くを占める本県において、地域福祉を推進していく上でますます深刻な課題となっています。全国の10年先を進んでいるといわれている高齢化や、若年層を中心とした人口の流出が進行し、深刻な地域の担い手不足や産業活動の低迷、空き家や耕作放棄地の増加、さらには地域コミュニティ機能の低下などが懸念されています。

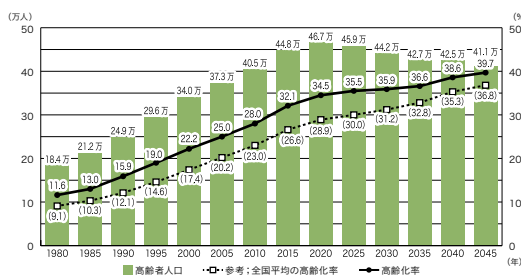
山口県における人口の推移と将来推計



※2015年以前は、「国勢調査」(総務省)を参考に作成

※2020年以降は、「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を参考に作成

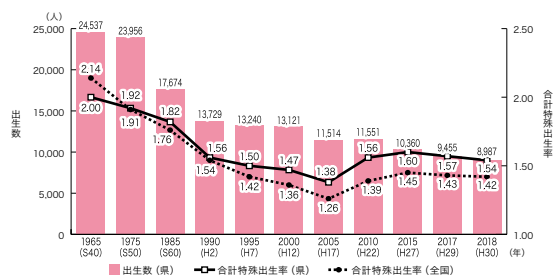
山口県高齢者人口の推移と将来推計



※2015年以前は、「国勢調査」(総務省)を参考に作成

※2020年以降は、「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を参考に作成

出生数・合計特殊出生率の推移



「人口動態統計」(厚生労働省)

一見何の問題もないように見える地域でも、 つながりの希薄化により、 日常生活に困りごとを抱える人が増えて

子育て世帯

育児をサポートしてくれる人が
いないなどの困りごと

高齢者や障がい者

買物や通院等、外出時の移動手段がない、ごみ出しや
草刈り、電球の交換ができないなどの困りごと

経済的に困窮した人

病気などのために失業した、
就労できないなどの困りごと

公的なサービスによる総合的な対応が十分にできない問題

貧困には様々な要因があることが顕在化し、経済的な貧困と社会的孤立の広がりや結びつき、複合的な傾向にあることも見えてきました。8050問題をはじめ、ニートやひきこもり、ホームレス、ごみ屋敷といった問題とともに、子ども食堂や学習支援などの取組から見える子どもの貧困問題、さらには高齢者・障がい者・児童の家庭内における虐待の顕在化や増加は、地域における相互扶助機能の弱体化により、ますます深刻化しています。

また、認知症などの認知障がいの発症に伴う判断能力等の低下による行方不明の問題や消費者被害などについては、高齢化が進む現在、依然として大きな問題となっており、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度の利用者が増加していることも地域・家族による相互扶助機能の弱体化を現しているものといえます。

さらには、障がい者の高齢化については、65歳問題といわれる介護保険制度への移行による利用料負担増などの課題について、2018(平成30)年に高齢障がい者の介護保険制度への円滑な利用を促す内容を盛り込んだ制度改正が行われましたが、サービス内容や生活環境の変化への対応など、高齢化が進む中において依然として課題となっています。

地域には様々な人が暮らしていますが、お互いがその多様性 差別や偏見を持たず正しい理解と人権意識を持って暮らして

います。

認知症などにより 判断能力が低下した人

外出後の行方不明の問題、
悪質商法などによる消費者被害
などの困りごと

外国人

言葉が通じない、
日本での日常生活を送る
ことに不慣れであること
などの困りごと

施設や病院から退所・退院する人

身元引受人等がないため、
賃貸住宅に入居できないなどの困りごと

公的な福祉サービスだけでは対応できない地域生活課題

買物や通院等の移動が困難な人や、ごみ出しや草刈り、電球の交換といった、ちょっとした手助けが必要な高齢者、障がい者等への支援、賃貸住宅に入居する際に必要な連帯保証人がいないなどの身元保証など、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題も、地域によっては生活支援サービス等の取組が生まれているものの十分とは言えない状況にあります。

また、近年の度重なる自然災害の発生から、大規模な自然災害が起こった時にどのように命を守り支え合うのか、さらに、高齢者や子どもなどを標的とした犯罪をどう地域で防ぐのかということにも大きな関心が寄せられています。

情報化社会における問題

今日、多くの人々が携帯電話を持ち、自由にインターネットに接続し、いつでもどこでも欲しい情報を引き出せるようになり、SNSにより情報の発信や遠くの人との交流も容易にできる情報化社会となっています。しかしながら、個人情報の漏洩や著作権やプライバシーの侵害、根拠のない情報の氾濫、消費者被害、誹謗中傷や依存症などの問題も顕在化しています。

を認め、
いくことができる社会を目指していく必要があります。

私たちがめざす地域社会の姿

「福祉の輪づくり運動」を進めることで、これからの山口県の

困ったときにも安心して
暮らし続けられる社会



誰もが地域社会の一員
として活躍する社会



基本理念の「住みたい地域で 誰もが安心して心豊かに
県民の「安全・安心の

基本理念に
こめた思い

住みたい地域で

誰もが

安心して

心豊かに

暮らし続けることができる

まちづくり

住みたい・住み続けたいと思う日常生活圏

生活を営むすべての人々が

お互いに助け合い、支え合える関係を持ち

人と人とのつながりを大切にし、生きがい

自己選択により、自分らしい生活続ける

一人ひとりが主体的にかかわる「福祉コミュ

安全・安心を確立するための条件として

「身近に相談できるところがある地域」

「課題や悩みを持つ人が声を上げられる地域」

「声を上げることができない人を発見できる地域」

「課題や悩みを住民や関係機関・団体との連携により解決でき

があげられ地域の福祉力の向上が望めます。

また、福祉の視点にとどまらない「地域創生」の視点に立った、多様な主体の参画によるまちづくりが必要となっています。

地域社会をこのようにつくっていきます。



様々な団体や組織が連携して地域生活課題の解決に積極的に取り組む社会



地域や社会に関心を持ち、活動に参画しやすい社会



**暮らし 続けることができる まちづくり」を実現するためには、
確立」が重要となります。**

地域の、それぞれにとっての生活の場で

を持って

ことができる

コミュニティ」づくりをすすめる

市町社会福祉協議会は

分野を問わない包括的な相談支援体制を行政とともに整備することあわせて、個別の課題に応じて関係者を調整し解決に向けた協議及び協働をすすめる調整役としての役割を發揮します。

県社会福祉協議会は

地域福祉推進委員会での協議による地域生活課題解決の方策の検討など、県域のプラットフォームの役割を果たしていきます。

る地域」

福祉コミュニティとは

福祉コミュニティでは、例えば介護の必要な高齢者や心身障がい児者、その家族、ひとり親家庭など生活問題を抱える当事者をコミュニティづくりの中心とする視点があります。

こうした人の個別的、共通的な地域生活課題を、当事者はもちろんのこと、当事者を支援するボランティアや地域住民、福祉関係機関・団体や福祉専門職による公私のネットワークや連携の中で、支え、代弁するコミュニティを福祉コミュニティと呼びます。

また、コミュニティは本質的に、関係しあう人が互いに協力しあうという意味を含みますが、そのためには異なった他人の存在の承認や重荷を共に支えあうことが前提となります。

そのため、地域社会から疎外・排除されている人を受け入れる価値観と態度を養う福祉コミュニティづくりが地域福祉を推進していくうえでの主軸となります。

基本目標・行動指針

1 ひとりぼっち(孤立)を なくそう



基本目標1

ひとりぼっち(孤立)をなくそう

人と人、人と社会がつながり、支え合いながら、誰もが安心して自分らしく生活していくことができる、社会的孤立のない地域づくりを進めます。

行動指針1

「誰一人取り残されないつながりのある地域をつくる」

顔の見える日常生活圏域において、住民をはじめ、医療・福祉関係者や生活関連事業者等が参加した地域福祉・生活支援の仕組みづくりを進め、誰一人取り残されないつながりのある地域づくりに取り組みます。

2 パートナーシップで 支えあおう



基本目標2

パートナーシップで支えあおう

複雑化・多様化する地域生活課題に対して、個人や組織が持つ強みを活かしながら連携・協働して解決する取組及び仕組みづくりを進めます。

行動指針2

「様々な連携・協働で課題を解決する」

地域共生社会の実現に向けた多機関・多職種と地域住民との協働による包括的支援体制の構築を進めます。また、地域包括ケアの推進や災害時の対応、成年後見制度の利用促進等の様々な課題に対し、連携・協働して解決する仕組みづくりに取り組みます。

3

福祉に関わる人を
増やそう



基本目標3

福祉に関わる人を増やそう

福祉に関わる専門職の確保・育成・定着を進めるとともに、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取組を進めます。

行動指針3

「全世代で地域福祉への接点や参加の機会を増やす」

福祉分野だけでなく、教育や経済、まちづくり等の視点から、全ての世代に福祉の魅力と地域福祉への接点を持つ仕組みづくりを進め、専門職の育成や地域福祉推進に参画する人を増やすための取組を行います。

4

もっと身近に福祉を



基本目標4

もっと身近に福祉を

県民が地域に関心を持ち、福祉をもっと身近に感じるための啓発等の取組を進めます。

行動指針4

「地域への関心を持ち、福祉を我が事とする意識を育てる」

福祉に関する制度やサービスを住民にわかりやすく伝え、利用しやすい環境を整えます。また、地域社会への関心を高め、地域には様々な人が暮らしていることを理解し、お互いがその多様性を認め合いながら誰もが活躍できる社会をつくるための啓発に取り組みます。

「基本理念」及び「基本目標」「行動指針」

住みたい地域で 誰もが安心して心豊かに
暮らし続けることができよう まちづくり

基本目標

基本目標1

ひとりぼっち(孤立)
をなくそう

基本目標2

パートナーシップで
支えあおう

基本目標3

福祉に関わる人を
増やそう

基本目標4

もっと身近に福祉を

行動指針

行動指針1

誰一人取り残されない
つながりのある地域を
つくる

行動指針2

様々な連携・協働で
課題を解決する

行動指針3

全世代で地域福祉への
接点や参加の機会
を増やす

行動指針4

地域への関心を高め、
福祉を我が事とする
意識を育てる

に基づく「推進項目」体系

No.	推進項目	
①	多様な主体が参画した見守りネットワークの構築	
②	潜在化しやすい課題・複合的な課題を抱える人・世帯の支援	
③	地域における包括的相談支援体制の構築	
④	住民同士・専門職同士・住民×専門職による課題解決の場づくりの構築	
⑤	小地域での課題解決力を高めるための組織化及び体制の強化	
⑥	小地域福祉活動計画策定の推進	
⑦	日常生活における課題(移動・家事援助等)を解決する取組の推進	
⑧	子どもから高齢者まで、地域住民の居場所づくり・活躍の場づくりの推進	
⑨	災害にも強い地域づくりの推進	
⑩	災害時の福祉支援体制の整備	
⑪	社会福祉法人による地域公益活動の推進	
⑫	専門性の高い福祉人材確保・育成・定着の推進	
⑬	全世代でのボランティア・福祉教育の推進	
⑭	企業等の福祉的な社会貢献活動の促進	
⑮	勤労者がボランティア活動に取組みやすい環境の整備	
⑯	地域福祉活動の財源確保のための取組の推進	
⑰	福祉に関する制度やサービスの理解促進	
⑱	地域福祉活動等の広報の強化	
⑲	住民主体の意識の醸成	

「第6次福祉の輪づくり運動推進県域活 重点的に取り組むこと

人口減少社会をさらに意識した 事業・基盤の再構築

国は、「地域共生社会」の実現を目指して、住民主体の地域の福祉力の強化や包括的な相談支援体制の構築を進めています。

本県では、人口減少が進む中で近所づきあいも希薄になってきていることから、家族や近隣で助け合う力はますます弱くなってきています。さらに人口減少の大きい地域においては、そもそも担い手となる人がいない状態になることが想定され、これまで福祉の輪づくり運動で取り組んできた見守り活動等の小地域福祉活動の仕組みが成り立たなくなる地域も出てくることが予測されます。地域で支え合うことさえ困難な時代が到来することを見据えて「今何をしておくべきか」が問われています。

一方で、健康寿命の伸長により、元気な高齢者が地域で活躍する姿がみられ、「元気な高齢者が高齢者を支える」という活動も多くみられるようになりました。

また、人口減少により祭や地域行事がなくなる地域がある一方で、都市部においては祭やイベントを活用し、子どもからお年寄りまで全世代が参加できる状況をつくることで、地域のつながりづくりや、地域福祉活動への参加のきっかけづくりを進めている例も見られます。福祉だけではなく、まちづくりや教育など、さまざまな分野の組織・団体等と連携しながら取り組むことが求められ、幅広い視野と柔軟な発想による取組が人口減少による課題を解決することにつながります。

このことから、環境としての人口減少を悲観的に見ることなく真正面から向き合い、既存の仕組みや活動の見直しを行うとともに、新たな仕組み等を検討しながら持続可能な地域社会づくりに取り組みます。

「地域共生社会」 の実現が めざすもの

社会福祉法が改正され、地域福祉の理念を規定し、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備が推進されています。これは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会をめざそうとするものです。これは、これまで福祉の輪づくり運動が進めてきた「困った時にお互いが支え合う」という考え方を意を同じくするものです。



動計画」の期間で

災害対応力の強化

近年、全国各地で災害が発生しており、災害が少ないといわれていた本県においても、過去10年間をみると、豪雨や台風等による災害が発生し13か所で災害ボランティアセンターが設置されるなど、いつ、どこで災害が起こってもおかしくない状況にあります。

また、南海トラフ地震は、これまで概ね100年～150年の間隔で繰り返し発生していることから、近いうちに必ず起こる大災害ともいわれており、本県においても甚大な被害想定が出されています。その場合、多くの人が避難所や仮設住宅等での生活を余儀なくされ、地域コミュニティが崩壊し、孤立を生む確率が高まります。

毎年続く災害により、県民一人ひとりの意識も以前に比べ高くなっています。個人・家族による非常持ち出し品の準備や避難場所の確認など命を守るための行動をはじめ、地域での避難訓練や災害時要配慮者への支援の取組、過去の災害を教訓にした防災学習など、これから起こりうる災害に備えて一人ひとりが、家族が、地域が、企業や組織や団体が、自分たちにできることを考え実行することが大切です。また、社会福祉法人・福祉施設についても、福祉人材の応援派遣体制や、全国老協DWAT、経営協DWATなどの福祉支援の体制が整備されてきています。防災・減災はもちろんのこと、災害発生時に孤立する人が出ないように、平常時から「災害にも強い地域づくり」に取り組みます。



みんなの力をあわせて「福祉の輪づくり」

地域住民・ボランティアさんは、

地域福祉活動を進める主役は地域住民です。現代社会では様々な制度やサービスが充実してきていますが、依然として制度の狭間にある地域生活課題が山積しています。地域住民同士の日頃からのご近所づきあいや助け合い活動が地域の福祉力を高めることとなります。

そのため、一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、地域社会の一員であることの意識と自覚を持って、見守り・声かけや地域行事、ボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されています。

自治会・町内会は、

地域住民にとって最も身近な地縁団体です。地域福祉の推進における自治会・町内会がこれまで果たしてきた役割はとても大きく、今後も民生委員・児童委員や福祉員をはじめ、行政などの関係機関やさまざまな組織・団体と協議しながら、地域住民が抱える地域生活課題の解決や地域福祉でまちづくりの推進に取り組むことが期待されています。

福祉員さんは、

地域住民同士のより強いつながりをつくるための「つなぎ役」として、日頃からご近所の人たちに話しかけ、ご近所の中の問題に気を配り、お互いが助け合えるつながりをつくっていく役割が期待されています。

民生委員・児童委員さんは、

見守り活動の中心となり、住民からの相談を受け、自立支援や福祉サービスの利用援助、また住民やボランティアとの連携、災害時の事前事後における要配慮者把握と支援といった活動を通じて、住民の側に立った身近な相談・支援者としての役割を担います。

老人クラブの会員さんは、

長年にわたって培ってきた豊富な知識や経験、能力を活かして、生涯現役・健康長寿をテーマに活動しています。友愛訪問や声かけなど会員同士の支え合い活動とともに、ふれあい・いきいきサロンなどの居場所づくりや有償助け合いサービスの実施など会員以外の地域住民や組織・団体等との地域福祉活動の推進役としての役割が期待されています。

運動を進めます

社会福祉協議会は、

社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、住民参加の地域福祉活動の推進から地域の福祉課題・生活課題に取り組み、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりに取り組みます。

組織の特性を生かしながら、地域福祉のプラットフォームとして地域福祉を推進する様々な団体・組織等のコーディネート役となるとともに、地域福祉の推進役として中核的な役割を果たすことがますます求められています。

社会福祉事業等を実施する様々な法人は、

それぞれの活動目的に沿った活動やサービス提供を行うことに加え、法人の特色や得意分野を活かしながら地域における福祉課題・生活課題の解決に積極的に取り組むことが期待されています。

社会福祉法人は、

社会福祉法に「地域福祉の推進に努めなければならない」と定められています。地域福祉を進める様々な団体や人と連携し、制度上のサービス実施に留まらず、地域公益活動として地域生活課題の解決に向けて積極的に取り組んで行くことが期待されています。

行政は、

地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法により、国及び自治体の責務が規定され、地域の力と公的な支援体制があいまって地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることとされています。

また、地域福祉（支援）計画が福祉の各分野における計画の上位計画に位置づけられ、地域住民の参画による地域福祉計画の策定を行い、様々な主体が連携・協働し地域福祉を推進するための体制整備を進める役割が求められています。

共同募金会は、

その運動が、「地域福祉の推進」を目的としており、地域福祉活動のための財源であることを、分かりやすく住民に伝え、募金増額への取組を進めることが求められています。近年では生活困窮者支援や災害時のボランティア活動の貴重な財源にもなっており、住民主体の地域福祉活動の財源として期待されています。



計画の性格と役割

この計画は、山口県内の地域福祉(福祉の輪づくり運動)を推進するためのものであり、県域の地域福祉活動計画です。

また、山口県が策定する「第四次山口県地域福祉支援計画(2018(平成30)年度～2022(令和4)年度)」との整合性を図りながら、県民、地域福祉の担い手、県・市町社会福祉協議会、関係機関・団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉推進の方向を示すものです。

そのことから、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である市町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の指針としての役割を持ちます。

さらには、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「2016(平成28)年から2030(令和12)年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標」である「SDGs(エスディーゼーズ)」との関連を意識し、山口県における「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための目標を示すものです。

17の目標のなかでも特に、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正を全ての人に」「17 パートナースhipで目標を達成しよう」に関連が深く、その目標達成に向けて取り組みます。

計画の期間

この計画の期間は、2020(令和2)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までの4年間とします。

計画の進行管理

この計画の進行管理は、山口県社会福祉協議会 地域福祉推進委員会において行います。

この計画の3年目にあたる2022(令和4)年度に見直しを行い、次期計画を前倒しで実施することを検討します。

地域福祉推進委員会は、山口県における地域福祉の推進について調査研究を行い、その課題の解決方法を明らかにするために、山口県社会福祉協議会に設置されている委員会です。また、その時代に応じた社会福祉協議会のあり方を研究協議することを目的に設置された委員会でもあり、山口県社会福祉協議会において上位に位置付けられている委員会です。

委員会の構成は、社会福祉関係者の他、自治会、医療、法曹、経済、教育、協同組合などの分野から参画されています。また、委員会の業務は、(1)地域福祉活動推進方策に関する調査研究、提言(2)地域福祉計画、地域福祉活動計画に関すること(3)その他、目的達成に関することとなっています。この福祉の輪づくり運動推進県域活動計画についても、地域福祉推進委員会で協議し策定しています。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号
(ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内)

TEL 083-924-2777

ホームページアドレス <http://www.yamaguchikensyakyo.jp>



この計画は、赤い羽根共同募金会の配分金により作成しました。